

研究活動・教育向上委員会主催 「社会福祉士養成の新カリキュラムに関する研修会」を開催しました

2019年11月22日(水)、国際医療福祉大学東京赤坂キャンパスにおいて研究活動・教育向上委員会が担当して標記研修会が開催され、参加者は18大学で合計33人の方に参加いただきました。

冒頭、研究活動・教育向上委員会の担当幹事校である国際医療福祉大学医療福祉・マネジメント学科の小林雅彦学科長から、「現在、社会福祉士及び精神保健福祉士のカリキュラム改革が進行中である。内容が全て確定しているわけではないが、本研修では今回のカリキュラム改革が必要とされた背景や改革のポイント、現時点での検討状況を知るとともに、この改革を受け身ではなく、福祉系大学として積極的に受け止め、どのような役割を果たしていくのかを考える参考にさせていただきたい」と挨拶がありました。

続いて、以下の2部構成で研修会を進行しました。

<第1部:講演>

◆講演①「社会福祉士養成の新たなカリキュラムについて」

講師 厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課福祉人材確保対策室 室長補佐 富原博 氏

最初に、今回のカリキュラム改革を担当している厚生労働省の富原室長補佐の講演があり冒頭で社会福祉士資格の成立から現在までの経過に簡単に触れた後、今回のカリキュラム改正の背景に生活困窮者支援、児童虐待、スクールソーシャルワークの必要性の高まり、依存症や高齢犯罪者の増加等の社会福祉課題の広がりがあると説明がありました。

そのうえで、ソーシャルワーク機能を発揮できる実践能力の習得を目的として、指定科目の充実(一部見直しと再編成)、実習・演習の充実、実習施設の範囲を見直したこと(県社会福祉協議会などに拡充)などが話されました。

◆講演②「新たなカリキュラムと福祉系大学の役割」

講師 日本ソーシャルワーク教育学校連盟会長
国際医療福祉大学大学院 教授 白澤政和 氏

白澤教授からは、スクールソーシャルワークや刑務所など、社会福祉士の働く領域は広がっており、また国の審議会などでは社会福祉専門職養成の方向として依存症対策、社会的孤立や排除への対応、多文化共生などにも対応できる幅広い実践能力の習得が提言されていることが紹介され、今回の改革ではそのような社会の要請を大学側がしっかり受け止めて行くことが大切であるということ、その上で特に今回の改正ではあらためて科目名を「ソーシャルワーク」としてソーシャルワーク機能の習得を前面に打ち出したこと、従来の科目名の「〇〇制度」をやめ、制度を教えるのではなくその領域でのソーシャルワークのあり方を教えることを狙いとしたこと、さらにダブルでの資格をとりやすくしたことが話されました。また、現実問題として入学者が減っている現状にもふれ、ソーシャルワークの魅力作りや、既卒者の国家試験合格率が非常に低いことから、その支援も課題ではないかともいうことも話されました。

<第2部:参加者による全体協議>

第2部では、講師の白澤教授にも加わっていただき、質疑及び全体協議を行いました。
以下主な質疑や意見等を紹介します。

1. 問: 教員要件と実習指導者の要件についての変更はないのか、現在の教員の経過措置はそのまま残るのか? ⇒概ね変更はないと考えられる。
2. 問: ソーシャルワーク実習で、時間数の確保と考え方は、180H と 60H を基本としているが、120H+120H とした組み合わせは出来ないか?
⇒あくまでも 180H が基本にあった上での2施設以上という考え方だと思う。
3. 問: 2施設以上の考え方は、法人が同じでも施設が違えばいいのか?
⇒機能が異なるのであれば可能ではないか
4. 問: ICT を用いた指導を巡回指導として扱ってよいのか? また、単発で2日程度の実習を数か所で行った場合の実習指導の週1回程度の解釈はどうなるのか?
⇒詳細はともかく、巡回指導の意義や行うべき内容を考えた時、いかに質を落とさないようにするかという点から考えることが必要だと思われる。
5. 問: NPO 法人や中間支援組織も実習先と含むと考えてよいのか?
⇒例えば「ひきこもり支援」や「子ども食堂」などをきちんと事業として行って、そこに実習指導者が配置されている場合や、実習先の社協や社会福祉法人等の指導者がコーディネートしてそれらを実習先の一部に組み込むという考え方があるのもいいのではないかと考えている。
6. その他に、「見学実習をソーシャルワーク実習に含め1年次に実施したい」「総合的かつ包括的な支援の実習は、社会福祉協議会と地域包括支援センターにのみ限定されるのか」といった意見や疑問点などが出された。

参加した会員校からは講演や質疑、協議を通して、現状と課題さらには方向性について全体として確認できて良かったとの声が多く聞かれました。

なお、上記内容は 11 月 22 日時点の検討状況に基づく内容であり、その後、厚生労働省からパブリックコメントが実施されています。その内容を踏まえて最終的な内容が確定し、本年3月末までには正式な通知等が発出される予定です。したがって、確定した内容は改めて当該通知等で確認して下さい。

<第1部:講演>



<第2部:参加者による全体協議>

